

Vietnam Practice Team Newsletter



渥美坂井法律事務所・外国法共同事業のベトナムプラクティスチーム責任編集のニュースレターを隔月でお届けしています。当事務所のベトナムプラクティスチームは、政府当局との折衝・交渉の実績を持つ法律事務所であるA-PAC International Law Firm (APAC) と提携関係を結び、目覚ましい発展を遂げてまいりました。ベトナムプラクティスでは、進出支援、M&A・企業再編、官庁折衝・交渉、企業法務、訴訟・仲裁、撤退、法令調査といった、多種多様な業務に関して、質の高いリーガルサービスを提供するよう努めております。

ベトナム改正民法の主な変更点

| Page 1/2 |

2017年1月 No.VNM_002

2017年1月1日を施行日として、民法第33/2005/QH11号（以下「**2005年民法**」という。）は、2015年11月24日に国会で可決されたベトナム改正民法第91/2015/QH13号（以下「**改正民法**」という。）に差し替えられる。民法は、民事関係を規律する法制度の基盤となるため、その変更は、関連する民事取引に対して重大な影響を及ぼす。そのため、外国人投資家又はベトナムにおいてビジネスを行う外国人に影響を及ぼしうる改正民法に関する注意事項について、その一部を以下に記載する。

1. 渉外的要素を有する民事関係に関する規定の実用化

渉外的要素を有する民事関係に関する改正民法の適用範囲

改正民法上、民事関係は、以下の基準のうち一つが充足される場合、渉外的要素を有する民事関係とみなされる。(i) 当事者に外国人又は法人が一当事者以上含まれること、(ii) 全当事者がベトナム企業である場合であっても、当該関係が外国において成立、変更若しくは終了すること、又は(iii) 全当事者がベトナム企業である場合であっても、その民事関係の対象が外国に所在すること。そして、改正民法と渉外的要素を含む民事関係に適用する法令に関して規定するその他の法（ベトナム国内法、例えば商法）との間に齟齬がある場合、第663条2項に基づき、改正民法が優先すると明記された。



渉外的要素を有する民事関係における適用法

渉外的要素を有する民事関係の当事者にとっての最重要事項は、かかる関係に対してどの法制度が適用されるかという点である。改正民法上、渉外的要素を有する民事関係における適用法の決定については、順に(i) ベトナムが締約国となっている国際協定又はベトナム法に従って決定される(ii) 当事者が選択権を有することをベトナムが締約国となっている国際協定又はベトナム法が許容している場合、当事者の選択に従って決定される（外国法、国際慣行の適用の結果がベトナム法の基本原則に矛盾しないことが必須条件）、及び(iii) 上記(ii)に基づき適用すべき法を確定できない場合、適用法は、当該民事関係との結びつきが最も強い国の法律に従って決定される、と定められている。

渉外的要素を有する民事関係に対する国際条約の適用

また、渉外的要素を有する民事関係における適用法の規定に関し、ベトナムが締約国となっている国際協定とベトナム法との間に齟齬が生じた場合、当該国際協定の規定が優先的に適用されるとの2005年民法と同義の規定に追加して、改正民法は、ベトナムが締約国となっている国際協定において渉外的要素を有する民事関係の当事者の権利義務に関する規定が定められている場合は、当該国際協定が優先的に適用されるとの新たな規定を設けた。

外国法の適用禁止

改正民法は、外国法を（参照されているにもかかわらず）適用してはならない場合をより詳細に規定する新たな規定を定めた。このような場合には、(i) 外国法の適用の結果がベトナム法の基本原則に矛盾する場合、及び(ii) 手続法により定められる必要な措置の適用にもかかわらず、外国法の内容が特定できない場合が含まれる。これらの場合においては、ベトナム法が適用される。

2. 必要様式を遵守しない民事取引の効力

2005年民法においては、法令において契約が一定の様式によるべき旨の規定がある場合において民事取引の当事者が当該取引を有効とするために必要とされる様式を遵守しなかった場合（例えば、工場の売買につき公証人による認証を要する場合であるにもかかわらず、これが行われなかったとき）、一当事者又は全当事者の要請により、裁判所又は他の権限ある国家機関は、所定の期間内に当該取引について定められた形式を満たすよう当事者に決定を出すことができる。当該形式がかかる期間内に遵守されない場合、取引は無効とみなされる。

この規定は、改正民法において変更されている。すなわち、有効性を有するために必要な様式を遵守していない民事取引は、該当する取引において、当事者の一方又は双方がその義務のうち三分の二以上を履行している場合には、一当事者又は全当事者の要請により、裁判所は、当該取引の有効性を認める決定を出すことができる。かかる「三分の二」を特定することは、関係当事者にとって困難であると思われるが、それでもなお、この新たな規定は、当該取引において自己の義務を履行した当事者の利益保護に資するものである。

3. 金利に対する新たな規定

改正民法上、貸出金利の上限利率が変更される。2005 年民法においては、貸出金利は関係者が合意するところによるとされているが、中央銀行が同等の種類の貸借に対して公表する基準金利の 150% を超えてはならないとされていた。しかしながら、この上限は 2017 年 1 月 1 日より変更される。改正民法上は、法律に別途定める場合を除き、契約当事者間の合意金利は、貸付金総額の 20% (年率) を超えてはならないと定めた。

また、2005 年民法においては、契約当事者が利息の支払には合意したものの、金利に関しては何ら協議しておらず又は金利に関し紛争が生じている場合、当該金利は、返済日現在の中央銀行公表の基準金利ととしている。これに対して、改正民法は、この金利は、債務返済時における上記上限金利 (すなわち、返済時における貸付金総額の 20% (年率)) の 50% に相当する割合を上限としている。つまり、返済時における貸付金総額の 10% (年率) となる。

最も重要な点は、貸出金利が、2017 年 1 月 1 日より、中央銀行公表の基準金利に左右されなくなることである。したがって、会社が、金利について合意する余地が広がることとなる。また、改正民法は、新たな上限金利により、市場での貸借取引における高利貸しを規制することを期待している。

改正民法に基づく変更点は、ベトナムの発展及び新たな流れにおける国際統合にとって、同法を実用的、かつ、効果的にするために極めて重要である。

Upcoming Seminar

2017/2/9 (木)
9:30 - 12:30

【現地報告】ベトナム投資と不動産法務をめぐる最新動向

～ベトナム進出、事業展開に関連する不動産リーガルリスク対応～

場 所：金融財務研究会本社 グリンヒルビル セミナールーム (東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8)

講 師：渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 弁護士 上東 亘 (東京弁護士会)

受講料：通常 34,800 円 / 割引 29,000 円※ (消費税、参考資料含む)

お申込方法：次のウェブページをご覧ください。☞ <http://www.kinyu.co.jp/cgi/seminar/290261.html>

※ 割引料金について：当事務所広報宛て (seminar@aplav.jp) にお申込み頂いた場合
または「お申込フォーム」の備考欄に「講師紹介」とご記載の上お申込みいただいた場合

Contacts

★ Hanoi



上東 亘 (アソシエイト)
ベトナム登録外国弁護士

日本で弁護士実務を経験した後、2012 年 9 月から約 2 年間、名古屋大学大学院法学研究科特任講師としてハノイ法科大学で教鞭をとりました。2015 年 3 月より APAC のハノイオフィスに転向しています。ベトナムでは、登録外国弁護士として、クロスボーダー法務、M&A、一般企業法務、労働法務、紛争解決等の分野で幅広く活躍しています。

> [View Profile](#)

● Tokyo



鈴木 由里 (パートナー)
第二東京弁護士会

法制度調査、クロスボーダー M&A、国際金融取引、海外進出、コンプライアンス、国際通商等の渉外業務の実務経験を豊富に有するほか、近時では、IoT・ビッグデータ・人工知能等を利用した新規事業の法的サポートを行っています。

> [View Profile](#)

● Tokyo



戸松 夏子 (アソシエイト)
東京弁護士会

2013 年 8 月より APAC のホーチミンオフィスに転向していました。ベトナムでは、クロスボーダー法務、M&A、一般企業法務、倒産処理、労働事件等の分野で幅広く活躍し、その経験を活かして、現在は東京から日系企業のベトナム進出支援をサポートしています。

> [View Profile](#)

★ Ho Chi Minh City



グエン・ティ・クウィン・ザオ (コンサルタント)
2006 年にベトナム社会主義共和国弁護士として登録してから 10 年にわたりベトナム法実務に携わってきました。外資系企業のベトナム進出や事業展開に関する案件の豊富な経験を有し、M&A、不動産法務、一般企業法務、労働法務等の分野で幅広く活躍しています。

※ 但し、日本における外国法事務弁護士の登録はない。

> [View Profile](#)

● Tokyo



二本松 裕子 (パートナー)
第二東京弁護士会

ベトナムプラクティスメンバーとして、主に、インフラ整備・プロジェクト関係・紛争解決等を担当しています。

> [View Profile](#)

● Tokyo



三浦 康晴 (アソシエイト)
東京弁護士会

前職では日系企業の東南アジア・ロシアといった新興地域への進出支援に携った経験を有します。A&S 入所後も、ベトナムプラクティスメンバーとして、東京から日系企業のベトナム現地における様々な案件に取り組んでいます。

> [View Profile](#)

[お問い合わせ先] ✉ aandsvietnam@aplav.jp

> [View About | Vietnam Practice](#)